

広島県告示第百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和二年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十六年広島県告示第二百六十二号	
所在地		広島県庄原市川北町地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	難波の奥の谷（四六六）	土石流
	自然現象の種類	土砂災害	土石流
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	難波の奥の谷（四六六）	土石流
	自然現象の種類	土砂災害	土石流
	a)	難波の奥の谷（四六六隣）	土石流
	b)	難波の奥の谷（四六六隣）	土石流
	c)	難波の奥の谷（四六六隣）	土石流
	d)	難波の奥の谷（四六六隣）	土石流
	e)	難波の奥の谷（四六六隣）	土石流
		須川㊦（五三〇三）	土石流
		川北川（五三一〇a）	土石流
		川北川（五三一〇b）	土石流
		川北川（五三一〇c）	土石流





立石谷㊟(五三三二)	土石流	立石谷㊟(五三三二)	土石流
寺づつみ(五三〇八)	土石流	寺づつみ(五三〇八)	土石流
寺づつみ隣一(五三〇八 一一)	土石流	寺づつみ隣一(五三〇八 一一)	土石流
寺づつみ隣二a(五三〇 八一二a)	土石流	寺づつみ隣二a(五三〇 八一二a)	土石流
寺づつみ隣二b(五三〇 八一二b)	土石流	寺づつみ隣二b(五三〇 八一二b)	土石流
寺づつみ隣三(五三〇八 一三)	土石流	寺づつみ隣三(五三〇八 一三)	土石流
寺づつみ隣四(五三〇八 一四)	土石流	寺づつみ隣四(五三〇八 一四)	土石流
上重行(五三一二隣a)	土石流	上重行(五三一二隣a)	土石流
上重行(五三一二隣b)	土石流	上重行(五三一二隣b)	土石流
上重行(五三一二隣c)	土石流	上重行(五三一二隣c)	土石流
上重行(五三一二隣d)	土石流	上重行(五三一二隣d)	土石流
上重行(五三一二隣e)	土石流	上重行(五三一二隣e)	土石流
上重行(五三一二隣f)	土石流		
上重行(五三一二隣g)	土石流	上重行(五三一二隣g)	土石流
上重行(五三一二隣h)	土石流	上重行(五三一二隣h)	土石流
大津恵(五三一二a)	土石流	大津恵(五三一二a)	土石流
大津恵(五三一二b)	土石流	大津恵(五三一二b)	土石流







